

# 岩手県臨床細胞学会会則

## 第 1 章 名 称 と 事 務 局

- 第 1 条 本会は岩手県臨床細胞学会と称する。
- 第 2 条 本会の事務局は当分の間、岩手医科大学附属病院病理診断科内に置く。

## 第 2 章 目 的 と 事 業

- 第 3 条 本会は、岩手県における臨床細胞学の発展と普及を図る事を目的とする。
- 第 4 条 本会は、前条のも目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会ならびに学術集会の開催
  2. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 岩手県に主な職場を有する日本臨床細胞学会員をもって、本会の会員とする。
- 第 6 条 本会会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け、集会に出席して業績を発表し、発言する事ができる。
- 第 7 条 本会の趣旨に賛同し、本会を賛助する目的で特別会費を納入する個人または法人を賛助会員とする。
- 第 8 条 会長経験者で役員会の推薦がある会員を名誉会員とする。
- 第 9 条 本会に多大な功績のあった会員で役員会の推薦がある会員は功労会員とする。

## 第 4 章 役 員

- 第 10 条 本会に下記の役員をおく。
- 会 長 1名  
代表幹事 (医師幹事技師幹事から各 1名) 及び幹事 若干名  
監 事 2名
- 第 11 条 会長は岩手県に主な職場を有する日本臨床細胞学会理事、評議員及び専門医の互選により選出する。
- 第 12 条 幹事及び監事は会長が委嘱する。
- 第 13 条 会長は必要に応じて役員会を招集することができる。
- 第 14 条 会長は岩手県臨床細胞学会の学術集会を含む会活動状況について日本臨床細胞学会長に年 1 回文書で報告しなければならない。
- 第 15 条 役員は選出年度の 12 月 31 日現在満 65 歳以下の者とする。役員の任期は 2 年とする。ただし再選を妨げない。

## 第 5 章 会 議 と 集 会

- 第 16 条 本会は年1回、総会ならびに学術集会を開催する。
- 第 17 条 総会ならびに学術集会は、岩手県日本臨床細胞学会地方会と呼称する。
- 第 18 条 会長は、地方会以外に臨時研修会等を開催することができる。

## 第 6 章 会 計

- 第 19 条 本会の経費は会費、寄付金をもってあてる。
- 第 20 条 会費の額および納入方法は、細則に定める。
- 第 21 条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。本会の決算は毎会計年度終了後監事の監査を経たうえ、総会の承認をえなければならない。

## 第 7 章 会 則 の 変 更

- 第 22 条 この会則の変更は、役員会の審議を経たうえ総会の承認をえなければならぬ。

### 細 則

1. 本会の会員は、当分の間下記のとおりとする。

医師会員	5,000 円
技師会員	3,000 円
賛助会員	1 口 10,000 円
2. 会費は毎年1月1日から3月31日までに納入するものとする。
3. 会費の支払い義務を3年以上履行しなかったときは、会員資格を失う。

### 附 則

本会則は、昭和60年9月2日より実施する。

平成	元	年	4	月	8	日	一部改訂
平成	5	年	2	月	6	日	一部改訂
平成	1	年	2	月	25	日	一部改訂
平成	12	年	2	月	5	日	一部改訂
平成	23	年	2	月	5	日	一部改訂
平成	26	年	1	月	25	日	一部改訂
平成	27	年	1	月	31	日	一部改訂
平成	30	年	2	月	3	日	一部改訂
平成	31	年	2	月	9	日	一部改訂